

平成 28 年 3 月 28 日

松江市告示第 91 号

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市小規模企業者支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。
- (2) 工作機械等 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 13 条第 3 号に規定する機械及び装置をいう。
- (3) オンライン商談 インターネットを活用して実施する対面型でない商談をいう。
- (4) ソフトウェア等 設計、管理、営業、調達等のパッケージソフトウェア（初期設定、カスタマイズ等を含む。）及び当該パッケージソフトウェアを稼働するための設備（パソコン、サーバー等）をいう。
- (5) ウェブサイトの開設 製品、技術、サービス等の紹介又は販売若しくは受注を目的とする自社のウェブサイトの開設（既存のウェブサイトに販売又は受注機能を新たに追加し、又は拡充する場合を含む。）をいう。

(補助の対象等)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のと

おりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市小規模企業者支援事業補助金
補助金交付の目的	市内小規模企業者が、人材の育成、比較的低額な工作機械等の導入並びにIT化及びオンライン商談の推進に必要な経費の一部をパッケージ化して補助することにより、地域経済や雇用を支える小規模企業者の持続的な発展を図ることを目的とする。
交付の対象である事業の内容	次に掲げる事業とする。ただし、当該事業について、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている事業は除く。  (1) 人材育成支援事業 新規受注、後継者育成、技術者養成(多能工化)等に対応する研修及び教育訓練の実施又は派遣を行う事業  (2) 設備導入支援事業 新規受注、生産性の向上及び維持等に必要な工作機械等の取得及び更新並びに補修を行う事業  (3) IT化推進支援事業 新規受注、生産性の向上等に必要なソフトウェア等の取得及びウェブサイトの開設を行う事業  (4) オンライン商談推進事業

	オンライン商談に必要な機材を整備し、受注 機会の増大を図る事業
補助対象経費	別表のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。
交付の率又は金額	別表事業の内容の欄に掲げる区分に応じ、同表補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額（複数の事業に該当する場合は、当該事業に係る補助対象経費の額の合計額）の3分の2以内の額（1,000円未満切捨て）とし、1社当たり30万円を上限とする。ただし、オンライン商談推進事業に係る補助金の交付は、同一事業者につき1回限りとする。
補助事業者の範囲	補助事業者は、次の各号の全てに該当する者とする。  (1) 市内に事業所を有する製造業を主たる事業として営む小規模企業者  (2) 補助対象となる事業の完了時に市税を滞納していない者
終期	令和4年3月31日

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、直近2期分の決算書の写し次に掲げるものとする。

(実績報告)

第5条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求書の写し
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書  
(事業所の移転)

第6条 補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業完了後5年未満で事業所を市外へ移転する場合には、市長の承認を受けて補助金を全額返還しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(松江市小規模企業者設備導入支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 松江市小規模企業者設備導入支援事業補助金交付要綱(平成27年松江市告示第75号)は、廃止する。

(読替規定)

3 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第5条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

附 則(平成29年3月30日松江市告示第164号)

この告示は、平成29年4月1日より施行する。

附 則(平成30年3月30日松江市告示第139号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 30 日松江市告示第 139 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日松江市告示第 175 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 1 日松江市告示第 429 号）

この告示は、令和 2 年 7 月 1 日から施行し、改正後の松江市小規模企業者支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日松江市告示第 241 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の内容	補助対象経費
人材育成支援事業	研修会及び教育訓練に要する経費（謝金、旅費（研修講師招聘旅費（宿泊費含む。）、受講者参加旅費（宿泊費除く。）、委託料（研修業務委託費）、会場借上料、教材費及び受講料）
設備導入支援事業	1台当たり10万円以上80万円未満の工作機械等の取得及び更新並びに補修に要する経費
IT化推進支援事業	一式当たり10万円以上80万円未満のソフトウェア等の取得及びウェブサイトの開設に要する経費
オンライン商談推進事業	オンライン商談に必要な環境整備に要する経費（タブレット、パソコン等の汎用性が高く、目的外で使用が可能であるものを除く。）とし、購入費一式の上限は、20万円とする。